

**令和8年度「千葉県園芸スマート農業推進プラットフォーム」に係る運營業務委託
企画提案募集要項**

1 委託業務名

令和8年度「千葉県園芸スマート農業推進プラットフォーム」に係る運營業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務内容

別紙企画提案仕様書のとおり

4 経費

(1) 委託料の上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税含む）

(2) 対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（旅費、通信運搬費、消耗品費、会場費、事業実施のための人件費、謝金等）とし、備品等財産の取得に関わる経費は含めないものとする。

5 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1団体を決定し、業務を委託する。

6 応募資格

次の全ての要件を満たす者が、企画提案書を提出することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 選考委員会開催時に、千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者、または登録見込みであること。
- (3) この公募の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止並びに物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公募の日から契約の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格などに基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (5) 首都圏に事務所を有し、緊急時に迅速な対応が可能であり、かつ、千葉県内及び首都圏等での活動が行えること。
- (6) 事業の達成及び事業の計画の遂行に必要な組織・人員を有していること。
- (7) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (8) 選考委員会の委員が、役員や顧問として関係する法人または職員として所属する法人でないこと。

- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (10) 特定の公職者（候補者を含む）、又は、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

7 応募方法

(1) 応募申請書の提出

本業務に応募する意向のある団体は、応募申出書（様式第1号）を電子メール又は郵送にて提出すること。なお、提出後、電話にて到着確認を行うこと。

ア 提出期限

令和8年6月18日（木）午後5時 必着

イ 提出書類等

応募申出書（様式第1号）

ウ 提出方法

郵送又は電子メールとする。

※郵送する場合は、提出期限必着とする。

エ 提出先

「14 問合せ及び応募先」のとおり

※ 応募申出書を提出した場合でも、応募の取り消しは可能とする。

※ 郵送する場合は、送付・受取りを明確にする手段で送付し、提出すること。

※ 応募申出書を提出しない場合、本業務への応募はできないので注意すること。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和8年6月25日（木）午後5時 必着

イ 提出書類等

(ア) 企画提案書（様式第2号）

(イ) 経費見積書（様式第3号）

(ウ) 企業（団体）概要（様式第4号）

(エ) その他必要な書類（任意様式）

ウ 提出方法

郵送又は持参とする。

※郵送する場合は、提出期限必着とする。

※提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。

エ 提出先

「14 問合せ及び応募先」のとおり

8 説明会の実施

企画提案の募集に当たり、説明会を次のとおり開催する。

- (1) 開催日時
令和8年6月3日(水)午後3時30分から
- (2) 開催方法
オンライン開催
※詳細については、説明会の参加申込者に別途電子メールで通知する。
- (3) 内容
本募集要項及び委託仕様書に関する説明等
- (4) 申込方法
 - ・申込先に電子メールを送付
 - ・件名に【「千葉県園芸スマート農業推進プラットフォーム事業」に係る運營業務委託説明会参加申込み】を記載すること。
 - ・本文に事業者名、参加者及び連絡先を記載すること。
 - ・電話による到達確認をすること。
- (5) 申込期限
令和8年6月1日(月)午後1時
- (6) 申込先
「14 問合せ及び応募先」のとおり

9 質問の受付

本件に関する質問については、別紙「質問票(様式第5号)」によりメールで送付すること。

※メール送信後、必ず電話にて到達確認をすること。

ただし、提案の状況や選考委員名等に関する質問については、受け付けない。

なお、質問及び回答については、県ホームページに掲載する。

- (1) 受付期限
令和8年6月11日(木)午後3時
- (2) 提出先
「14 問合せ及び応募先」のとおり
- (3) 回答日
令和8年6月18日(木)

10 選考方法等

- (1) 選考方法
提出された企画提案書一式は、(2)の審査基準に基づき、選考委員会で書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託先候補とする。
なお、提案者が5者以上の場合は、書面審査による一次審査を実施する場合がある。
また、選考委員会は、令和8年7月上旬～中旬に非公開で実施する予定である。
- (2) 審査基準
別表の審査基準により総合的に評価し、選考する。
- (3) 審査結果

審査結果は、応募者全員に郵送で通知する。

11 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に必要な費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出された書類について、必要に応じて応募者から聞取りを行う。
- (4) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。
- (5) 契約にあたっては、契約書を作成し、各1通を保有する。
- (6) 提案された企画内容をそのまま委託するものではなく、提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。
- (7) 契約に当たっては、千葉県財務規則第99条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付が必要となる。
ただし、同規則第99条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (8) 委託費の支払いについては、部分払いとすることができる。
- (9) 本業務の契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までに、千葉県議会で可決されることを締結の条件とする。

12 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の期限までに企画提案書一式を提出しないとき。
- (3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 同一の企画提案募集に対して、2以上の代理人をしたとき。
- (6) 提案に関連して談合等の不正があったとき。
- (7) 経費見積書（様式第4号）の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (8) 提案書に虚偽の記載が認められたとき。
- (9) 選考委員会に欠席したとき。
- (10) その他、提出書類の記載不備等により、千葉県が無効であると判断したとき。

13 委託契約

- (1) 10により選定した委託先候補者と、提案された企画内容を元に詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

提案された企画内容をそのまま委託するものではない。

（別紙企画提案仕様書は業務の大要を示すものであり、契約時は業務委託仕様書の作成については委託候補者決定後、協議の上、県が作成する。）

(2) 業務の全部または一部について、県の承諾無しに他者に再委託することはできない。

14 問合せ及び応募先

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎 17階

千葉県 農林水産部 生産振興課 園芸振興室

電話：043-223-2872

メールアドレス：shs-kajyu@mz.pref.chiba.lg.jp

(別表)

審査項目		審査基準
企画提案内容	業務内容の理解	・ 事業の趣旨を十分に理解するとともに、本県をはじめとした園芸農業の現状や課題を把握できているか。
	創意工夫 企画力	・ 事業の趣旨に鑑みて効果的な企画の提案がなされているか。
		・ 仕様書の内容を十分に理解し、千葉県園芸農業の課題に直結する活動となることが期待できる内容となっているか。
事業の効果	・ 事業の実施により、県内生産者とより多くの企業等との連携が図られるか。	
業務遂行能力	業務の実施体制 適格性	・ 本業務の実施にあたり、必要なノウハウやスキル等を有する担当者が適切に配置され、的確な業務遂行が可能な体制となっているか。
	類似業務の実績	・ 業務を円滑に実施するため、類似業務の経験、実績を十分備えているか。
経費の妥当性		・ 所要経費及び算定根拠が明確に示されており、合理的な内容であるか。